

「東京国税局統計情報(平成22年)」正誤表

ページ	正	誤																																																						
3	<p>(5) 各連結事業年度の連結所得に対する税率</p> <table border="1" data-bbox="192 300 745 518"> <thead> <tr> <th rowspan="4">区 分</th> <th colspan="4">各連結事業年度の連結所得に対する税率</th> </tr> <tr> <th colspan="4">連結親法人</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普通法人</th> <th colspan="2">協同組合等</th> </tr> <tr> <th>基本税率</th> <th>中小法人の 軽減税率</th> <th>年800万円 超の金額</th> <th>年800万円 以下の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度</td> <td>30% (32%)</td> <td>22% (24%)</td> <td colspan="2">23% (25%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度</td> <td>30%</td> <td>18%</td> <td>23%</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の連結親法人のうち、年800万円以下の金額について適用される。 ただし、平成22年4月1日以後開始する連結事業年度において、国外の資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この軽減税率は適用されない。 2 () 書きの税率は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度に適用される連結付加税率を含めた税率である。</p>	区 分	各連結事業年度の連結所得に対する税率				連結親法人				普通法人		協同組合等		基本税率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額	平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)		平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度	30%	18%	23%	19%	<p>(5) 各連結事業年度の連結所得に対する税率</p> <table border="1" data-bbox="1178 300 1731 518"> <thead> <tr> <th rowspan="4">区 分</th> <th colspan="4">各連結事業年度の連結所得に対する税率</th> </tr> <tr> <th colspan="4">連結親法人</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普通法人</th> <th colspan="2">協同組合等</th> </tr> <tr> <th>基本税率</th> <th>中小法人の 軽減税率</th> <th>年800万円 超の金額</th> <th>年800万円 以下の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度</td> <td>30% (32%)</td> <td>22% (24%)</td> <td colspan="2">23% (25%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度</td> <td>30%</td> <td>22%</td> <td>23%</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の連結親法人のうち、年800万円以下の金額について適用される。 ただし、平成22年4月1日以後開始する連結事業年度において、国外の資本金5億円以上の大法人等との間に、その大法人等による完全支配関係がある連結親法人については、この軽減税率は適用されない。 2 () 書きの税率は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度に適用される連結付加税率を含めた税率である。</p>	区 分	各連結事業年度の連結所得に対する税率				連結親法人				普通法人		協同組合等		基本税率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額	平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)		平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度	30%	22%	23%	19%
区 分	各連結事業年度の連結所得に対する税率																																																							
	連結親法人																																																							
	普通法人		協同組合等																																																					
	基本税率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額																																																				
平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)																																																					
平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度	30%	18%	23%	19%																																																				
区 分	各連結事業年度の連結所得に対する税率																																																							
	連結親法人																																																							
	普通法人		協同組合等																																																					
	基本税率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額																																																				
平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)																																																					
平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度	30%	22%	23%	19%																																																				

*下線部が修正箇所である。